確　約　書

2025 年 12 月 22 日を払込期日とするカブアンド種類株式の募集（以下「カブアンド種類株式第 2 期募集」という。）に応じてカブアンド種類株式の割当てを受ける者（以下「カブアンド種類株主」という。）及び株式会社カブ＆ピース（以下「発行会社」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則に基づき、次に掲げるカブアンド種類株主取得の発行会社株式（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

発行会社からカブアンド種類株主への割当日	2025 年 12 月 22 日
取得株式数	カブアンド種類株式第 2 期募集で割当てを受ける全株数

なお、本件株式の株式数は、会社法第 204 条第 3 項に基づき発行会社がカブアンド種類株主に対して行う、カブアンド種類株式第 2 期募集に係る募集株式の割当ての通知（以下「本割当通知」という。）及び発行会社のウェブサイト上で確認することが可能である。また、本件株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権についても本件株式に含むものとする。

第１条　カブアンド種類株主は、本件株式の割当日から発行会社の発行する株式の上場後６か月間を経過する日（当該日において本件株式に係る払込期日以後１年間を経過していない場合には、本件株式に係る払込期日以後１年間を経過する日）までの間は、本件株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、本件株式の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合で、かつ、カブアンド種類株主が発行会社に対して本件株式の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出した場合は、この限りではない。

第２条　カブアンド種類株主は、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡方法、譲渡の理由等を、発行会社に報告する。

２　カブアンド種類株主は、発行会社が東証から本件株式の所有状況について照会を受け、当該照会に基づき本件株式の所有状況について発行会社から確認を求められた場合には、直ちに、その内容について発行会社に報告する。

３　発行会社は、カブアンド種類株主の本件株式の譲渡が新規上場申請日前に行われたときには新規上場申請のときに、新規上場申請した日以後上場後６か月間を経過する日（当該日において本件株式に係る払込期日以後１年間を経過していない場合には、本件株式に係る払込期日以後１年間を経過する日）までの間に行われたときには譲渡後直ちに、当該譲渡の内容を記載した書類を東証に提出し、東証から本件株式の所有状況について照会を受けた場合には遅滞なく、当該所有状況を東証に報告する。

４　カブアンド種類株主は、発行会社が本件株式の譲渡又は所有状況に関する内容について東証に報告することに同意し、カブアンド種類株主及び発行会社は、東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

５　カブアンド種類株主は、本件株式の割当日において、本割当通知に記載されたカブアンド種類株主に割り当てられるカブアンド種類株式の数を認識し、かかる数が本確約書の対象となる本件株式の株式数であることに、本確約書の締結をもってあらかじめ同意する。

第３条　発行会社は、上場計画を変更し、本件株式の割当日が新規上場申請日の基準事業年度の末日の１年前の日以後の期間に入らないことが確定したときはその旨を、カブアンド種類株主に対して発行会社が都度定める方法により通知することとする。

２　前項の通知を受けた場合は、前二条の規定は効力を失う。

第４条　発行会社が新規上場申請を行う場合、本確約書の写し又は内容は、新規上場申請書類に添付されるものとする。

２　カブアンド種類株主及び発行会社は、東証が本確約書の写し又は内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第５条　本確約書の締結は電磁的方法により行われるものとし、本確約書は、カブアンド種類株主が、カブアンド種類株式第２期募集に応じて申込みを行うにあたり、発行会社のウェブサイト上で同意したときに成立する。

２　本確約書の締結日にかかわらず、本確約書の効力は本件株式の割当日より生じる。